

付添人要件緩和の主なイメージ

付添人補助要件：離島患者等本人が以下の場合、付添人1名までを認める。

未成年者、 要介護者 若しくは 要支援者

20歳未満

40歳以上

これまで

課題点

- 20歳から39歳までの離島患者等の付添人は、補助対象と認められない。
- 付添人同行が必要とれる病状等（※）であっても、要介護者、要支援者の認定を受けていない離島患者等の付添人は補助対象と認められない。

※例 咽頭がんにより言語障害を抱えている場合、放射線治療後の体調不良が懸念されることにより歩行介助が必要とされる場合、失明のため生活全般における介助が必要な場合など。

改正

+ 補助要件追加

又は 医師が付添人の同行を必要と認める者

上記課題を解決し、より離島患者等の通院の実態に即した補助を実施

離島患者等の経済的負担を軽減し、適切な医療を受ける機会の確保を図る。